

上三川町 地域生活支援拠点等体制の概要



上三川町 健康福祉課 障がい福祉係

I 上三川町の概況

○人口(令和6年4月1日現在)

- ・総人口 30,936人
- ・世帯数 12,693世帯

○障害者手帳交付状況 (令和6年4月現在)

身体障害者手帳所持数	983人
療育手帳所持数	277人
精神保健福祉手帳所持数	243人



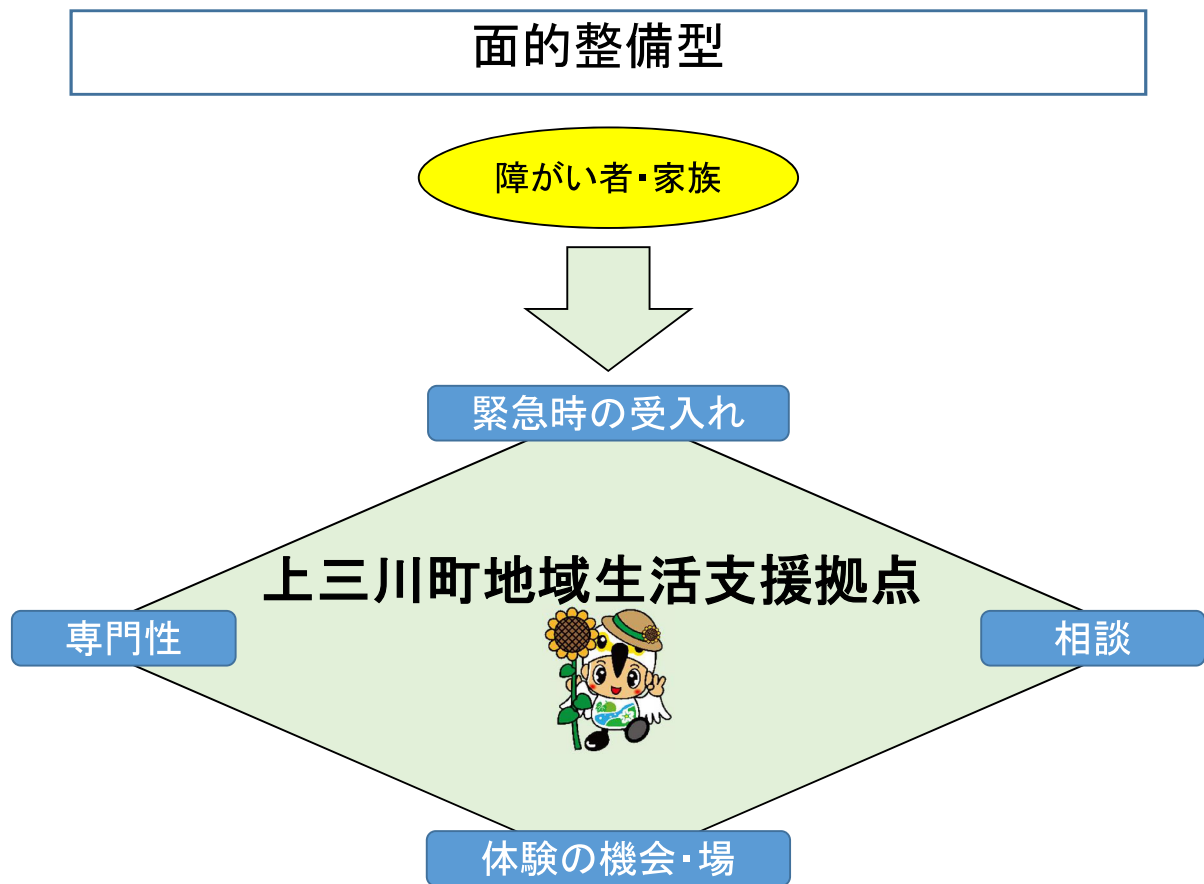
上三川町の福祉サービス事業所数(令和6年4月1日現在)

居宅介護	1	就労移行支援	
重度訪問介護		就労継続支援(A型)	2
同行援護	1	就労継続支援(B型)	2
行動援護	1	就労定着支援	
重度障害者等包括支援		児童発達支援	3
短期入所		放課後等デイサービス	3
生活介護	2	保育所等訪問支援	1
施設入所支援		障害児短期入所	
自立生活援助		指定一般相談支援	1
グループホーム	1	指定障害児相談支援	4
自立訓練(機能訓練)		指定特定相談支援	4
自立訓練(生活訓練)			

Ⅱ 拠点等体制の概要

- 設置時期: 令和4年度
- 整備類型: 面的整備型
- 委託法人等: こぶしの会
- 備えている機能
 - ・相談支援
 - ・緊急時の受入れ・対応
 - ・体験の機会
- 専門性
 - ・サービス関連事業所と連携

上三川町地域生活支援拠点等体制図



相談等窓口

○上三川障がい児・者生活相談支援センター

- ・上三川町ふれあいの家ひまわり
- ・月曜日～金曜日
- ・午前8時30分から午後5時まで
- ・1名体制(相談支援専門員1名)

・登録者の緊急時の連絡先

- ・上三川町ふれあいの家ひまわり
- ・365日24時間対応
- ・1名体制(緊急一時受け入れ用携帯を所持)

上三川町地域生活支援拠点における「緊急時の定義」

★緊急時とは・・

障がい者の介護者等が病気、入院、死亡その他やむを得ない理由により介護することができなくなったことにより、障がい者が在宅で生活することができず、当日又は翌日に支援が必要な場合。

緊急時の受入れ内容

○対象者

- ・町内に住所を有する障がい者のうち、在宅の者で緊急時に該当する場合（事前登録制）

※登録時に短期入所事業所と契約が無い方は別途障がい福祉サービスの手続きが必要。

○実施方法及び費用

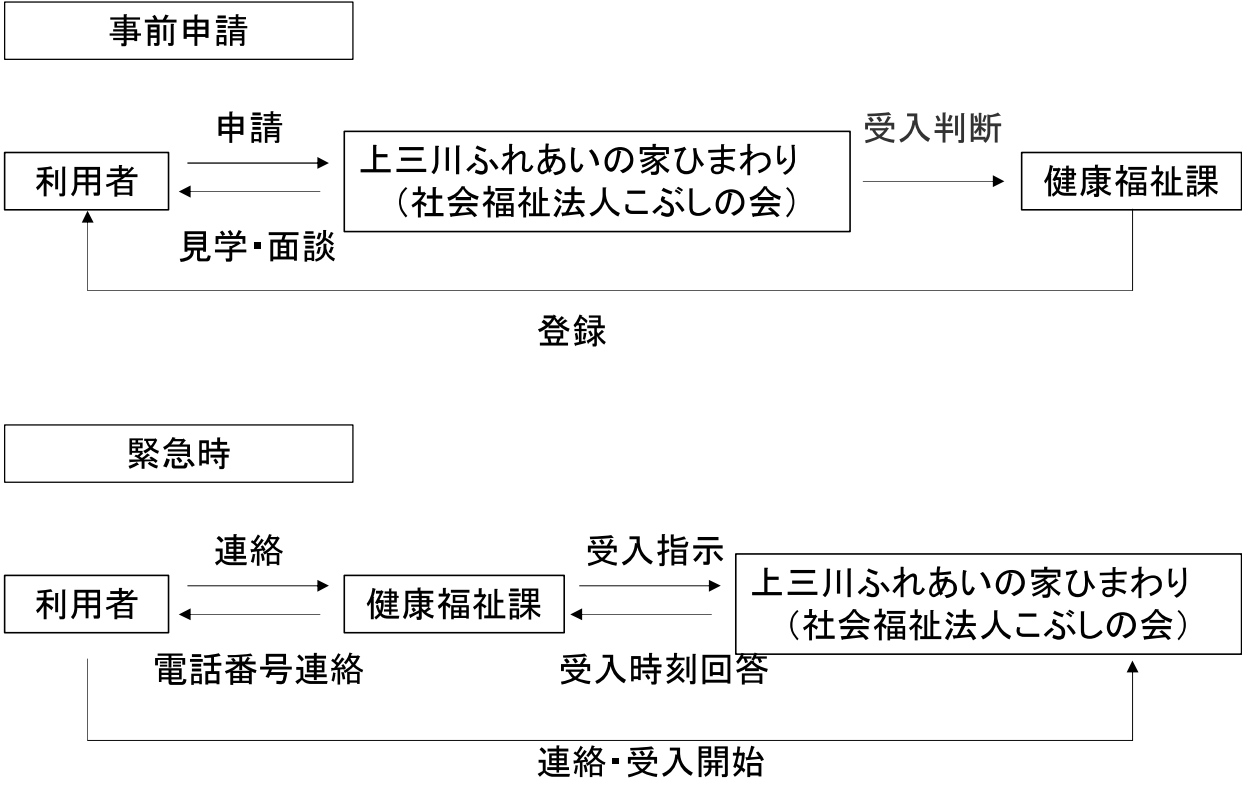
- ・食事代等日常生活に必要な経費は利用者負担。

○受入れ期間

- ・原則として7日以内。

※それ以降も支援が必要な場合は、障害福祉サービス等により対応。

緊急時支援のフロー図



Ⅲ 設置経緯・スケジュール

時期	内容
令和元年2月20日	自立支援協議会 地域生活支援拠点視察研修 (小山市 CSWおとめ)
令和3年7月27日	栃木県障害者相談支援コーディネータ 打合せ 地域生活支援拠点の機能について情報提供 整備方針の決定(緊急時の受入れ・対応)
令和3年11月8日	こぶしの会 協議・打合せ 対応方法について決定
令和3年11月17日	自立支援協議会 地域生活支援拠点における緊急時の受入れ・対応 の整備について説明
令和3年12月14日	こぶしの会 協議 緊急時の対応について調整
令和4年2月7日	自立支援協議会 各事業所への通知
令和4年3月29日	こぶしの会 協議 緊急時の対応について調整

Ⅳ 課題及び今後の方針

○拠点体制の充実

- ・地域相談支援拠点として基幹相談支援センターを設置する。

○拠点事業の更なる周知

- ・事業所や医療機関への更なる周知や連携の機会を増やす。

○地域資源の充実

- ・グループホームの整備を推進する。
- ・医療的ケアを必要とする方の受入れ先を検討する。